

資源物戸別収集について
答申(案)

平成 31 年 1 月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに

1	資源物戸別収集の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	資源物戸別収集のメリット・デメリット・・・・・・・・	1
3	各市の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	資源物各品目の収集回数について・・・・・・・・	3
5	収集区域について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	各品目別資源物の出し方について・・・・・・・・	6
7	資源物集積所の継続利用について・・・・・・・・	6
8	集合住宅の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9	排出困難者対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10	市民周知について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11	資源物戸別収集の開始時期について・・・・・・・・	7
	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	8

資料編

	審議会経過・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	廃棄物減量等推進審議会名簿・・・・・・・・	10

はじめに

西東京市では、平成 19 年 9 月から可燃・不燃ごみの戸別収集、また、同年 10 月からは、プラスチック容器包装類の戸別収集を開始した。

それから、10 年以上が経過し、都市計画道路の整備や宅地開発等も進み、当初設定時の収集ルートに差異が生じてきたことから、平成 29 年度に可燃・不燃ごみ、プラスチック容器包装類の収集区域と収集経路の最適化事業を実施するなど、不断の見直しを行い、適切な廃棄物行政のあり方を目指しているものと認識している。

そして、このたび、西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29 年 3 月に改定した、西東京市一般廃棄物処理基本計画に位置づけている「資源物の戸別収集の検討」について、平成 30 年 5 月 23 日に市長から諮問を受けた。

市長から諮問を受け、本審議会では、4 回の会議を通じて審議を行うとともに、昨年 10 月に「資源物戸別収集について答申案(中間のまとめ)」を取りまとめた。

この中間のまとめを基に、市が作成した「資源物戸別収集について(案)」に係るパブリックコメントや市民説明会でのご意見などを踏まえつつ、改めて審議を重ね、答申を取りまとめた。

1. 資源物戸別収集の必要性

西東京市一般廃棄物処理基本計画において、資源物戸別収集の検討が位置づけられている。

資源物戸別収集を実施することにより、路上の資源物収集カゴが台風や強風により飛散して、人や車に接触する事故の防止や、集積所の分散等により、輪番制で自宅前を集積所としている、いわゆる戸別収集に近い状況の解消のほか、家庭ごみの分別の向上と資源化の促進、さらには、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上が推進される。

さらに、資源物の排出者責任が明確化されることにより不法投棄が減少するとともに、これまで使用していたカゴが道路上からなくなることで、まちの美観が創出されることとなる。

これらの理由から、本審議会は、早期に資源物の戸別収集を実施する必要があると考える。

2. 資源物戸別収集のメリット・デメリットについて

<戸別収集>

□メリット

- ・路上のカゴの飛散がなくなり、人や車への接触事故の可能性が低くなる
- ・路上のカゴがなくなるので、まちの美観が良くなる
- ・高齢者等が重い古紙類を資源物集積所まで運ぶ手間がなくなる
- ・資源物が排出しやすくなることで、分別意識が高まる
- ・可燃ごみ・不燃ごみの分別の向上につながる
- ・戸別収集により、異物の混入が軽減される
- ・資源物（特に古紙）の排出量の増加が見込まれる
- ・不法投棄が減少する
- ・戸別収集により近隣トラブル（家の前に資源物集積所を作りたくない等）がなくなる

□デメリット

- ・地域のコミュニティー意識が希薄になる
- ・集団回収団体の減少が見込まれる

<集積所収集>

□メリット

- ・近隣で集まって出すため、地域コミュニティーの醸成が図られる
- ・拠点収集なので効率的に収集できる

□デメリット

- ・カゴが常時置いてあるので風等で飛散する可能性がある
- ・高齢者が重い古紙等を資源物集積所まで運べず家にためてしまう
- ・家の前に資源物集積所を設置したくないので集積所が決まらない
- ・排出者責任が明確にならないことから、分別意識が希薄になり、異物が混入してしまう
- ・不法投棄が多くなる

3. 各市の状況について

資源物戸別収集を現在行っている自治体は表1にある通り 19 市、集積所で収集している自治体は西東京市も含め 7 市である。

表 1

26市における資源物の収集状況

市 名	収集方法
八王子市	戸 別 収 集
立川市	戸 別 収 集
武蔵野市	戸 別 収 集
三鷹市	戸 別 収 集
青梅市	戸 別 収 集
府中市	戸 別 収 集
昭島市	戸 別 収 集
調布市	戸 別 収 集
町田市	集 積 所 収 集
小金井市	戸 別 収 集
小平市	集 積 所 収 集
日野市	戸 別 収 集
東村山市	戸 別 収 集
国分寺市	戸 別 収 集
国立市	集 積 所 収 集
福生市	戸 別 収 集
狛江市	戸 別 収 集
東大和市	集 積 所 収 集
清瀬市	集 積 所 収 集
東久留米市	戸 別 収 集
武蔵村山市	集 積 所 収 集
多摩市	戸 別 収 集
稲城市	戸 別 収 集
羽村市	戸 別 収 集
あきる野市	戸 別 収 集
西東京市	集 積 所 収 集

4. 資源物各品目の収集回数について

資源物の収集回数については資源物集積所収集から戸別収集に変更することに伴い、**表 2**の各市の収集回数と**表 3～6**収集量の推移を参考にし、各品目の収集回数を変更するものとする。

【各品目別収集回数比較表】

品 目	集積所収集(現在)	戸別収集(変更後)
びん類	1回／1週	1回／2週
缶類	1回／1週	1回／2週
ペットボトル	1回／1週	現在と同様
古紙・古布類	1回／1週	1回／2週
金属類	1回／4週	現在と同様
小型家電	1回／4週	現在と同様
廃食用油	1回／4週	現在と同様

各市 資源物品目別収集回数表

表 2

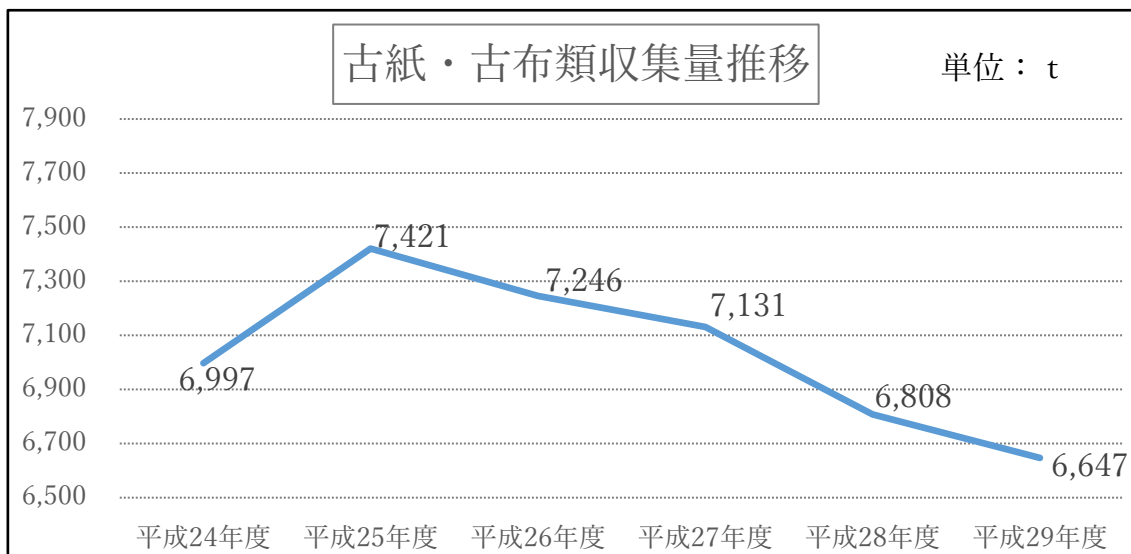
市 名	古紙・古布	市 名	びん	市 名	かん	市 名	ペットボトル	
武蔵野市	週1回	東久留米市	週2回	武蔵野市	週1回	立川市	週1回	
三鷹市		立川市	週1回	昭島市		2週1回		武蔵野市
昭島市		武蔵野市		調布市				青梅市
調布市		昭島市		東村山市				昭島市
小金井市		調布市		東久留米市				東村山市
狛江市		東村山市		多摩市				東久留米市
東久留米市		多摩市		稲城市				多摩市
羽村市		稲城市		羽村市				稲城市
府中市		羽村市		府中市				府中市
国分寺市	2週1回	府中市	2週1回	日野市	月2回		調布市	2週1回
福生市	月2回	日野市	月2回	国分寺市		2週1回	福生市	月2回
八王子市		国分寺市		福生市			八王子市	
立川市		福生市		八王子市			三鷹市	
東村山市		八王子市		立川市			小金井市	
多摩市		三鷹市		三鷹市			狛江市	
稲城市		青梅市		青梅市			羽村市	
あきる野市		小金井市		小金井市			あきる野市	
青梅市		狛江市		狛江市			日野市	
日野市		あきる野市		あきる野市	国分寺市		該当なし	

西東京市	2週1回	西東京市	2週1回	西東京市	2週1回	西東京市	週1回
------	------	------	------	------	------	------	-----

(1) 古紙・古布類

近年新聞の購読部数の減少や、ペーパーレスで新聞、雑紙の量は減少しているが、インターネット等の通信販売等のダンボールは増加している。しかし表3のとおり古紙・古布全体量の減少量が大きいため現在の週1回の収集から2週に1回の収集に変更する。

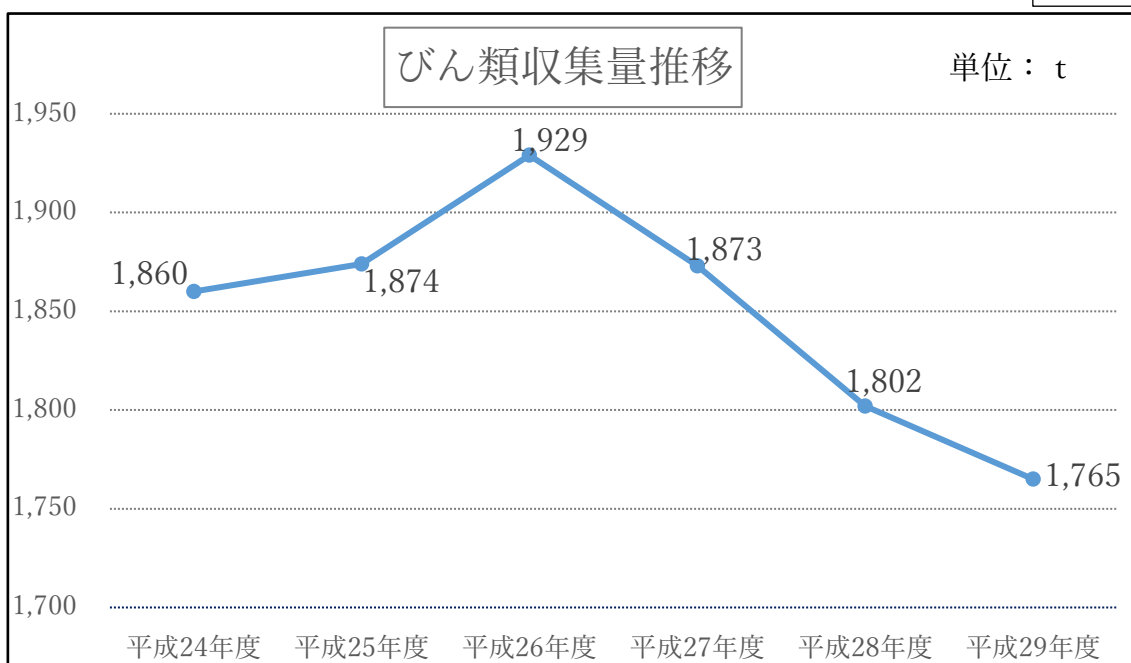
表 3



(2) びん類

びん類についてはびんからペットボトルへ素材が変更していることもあり、表4のとおり減少傾向にあるため週1回の収集から2週に1回の収集に変更する。

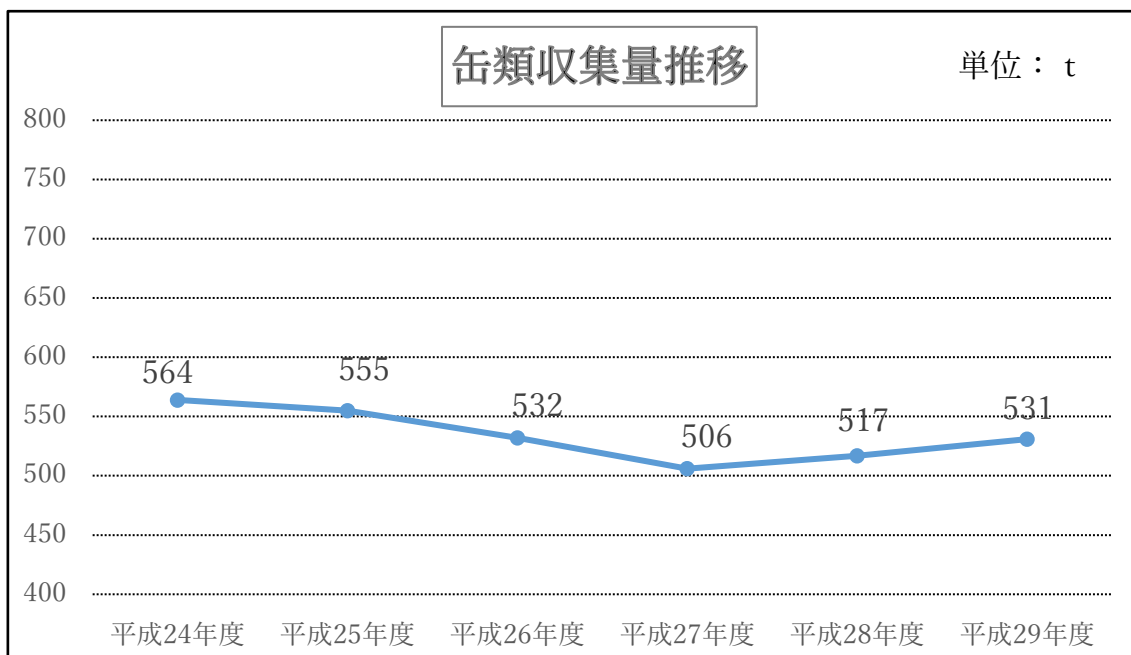
表 4



(3) 缶類

缶類についても缶からペットボトルへ素材が移行していることもあり、表5のとおりほぼ横ばい傾向にあることから週1回の収集から2週に1回の収集に変更する。

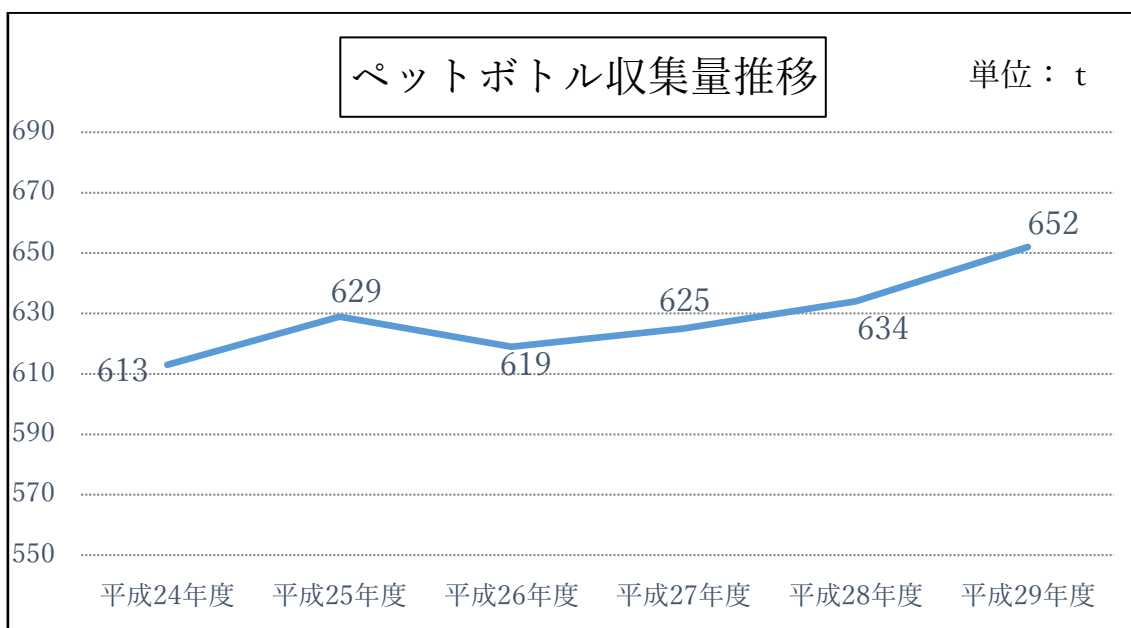
表5



(4) ペットボトル

ペットボトルについては、びんや缶の素材からの移行もあり、表6のとおり収集量が増加し続けているため、現状の週1回の収集とする。

表6



(5) 金属類・廃食用油・小型家電

金属類・小型家電・廃食用油については、現状の4週に1回とする。この3品目の収集回数を減少させてしまうと、不燃ごみに混入が予想されるため現状維持とする。

5. 収集区域について

現在の収集区域については、世帯数等に不均衡が生じていたため、「収集ルート最適化事業」により、世帯数を勘案した地域割りとする。

6. 各品目別資源物の出し方について

資源物の出し方については、レジ袋等の袋出しにすると不燃ごみの量が増加するとともに、レジ袋の削減につながらないため、カゴで出す方法とする。

基本的には家にあるもので良いが、中身の見えるフタのない物で底に雨水等がたまらない物を推奨する。また、小型家電・廃食用油についてはカゴではなく、そのまま出すこととする。

各品目別の出し方については表7のとおりとする。

表7

品目	出し方
びん類	フタのないカゴで出す
缶類	フタのないカゴで出す
ペットボトル	フタのないカゴで出す
古紙・古布類	紐で縛るか紙袋で出す
金属類	フタのないカゴで出す
小型家電	そのまま出す
廃食用油	フタの閉まる容器に入れて出す

7. 資源物集積所の継続利用について（特例措置）

原則は戸別収集とする。

ただし、以下の条件を満たしていれば、申請により、現在の集積所収集を継続することが出来る。

また、継続する集積所については、1回限りでカゴを譲渡することが出来る。

- (1) 3軒以上でグループを組めること(ただし、敷地内にカゴが収められること)
- (2) 3方ブロック囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (3) 私有地であること
- (4) 使用者全ての承認が得られること

- (5) カゴを使用者全員で管理できること
- (6) 戸建て住宅であること

8. 集合住宅の対応について

集合住宅においては、独自の排出ルールや管理形態により様々な排出方法がある。このため、戸別収集の実施に当たっては、以下の事項について対応し、円滑な制度の移行を図る。

- ・ 管理会社及び管理組合、所有者への周知
- ・ 集合住宅用掲示板の作成
- ・ 集団回収の推奨(缶については、民間事業者による有償回収を推奨)
- ・ 資源物を独自に回収している店舗を広報に掲載
- ・ 公共施設など臨時回収場所の設置

なお、カゴについては、管理上のノウハウがあることや、現在使用しているカゴが集合住宅に適した大きさであること、在庫数が集合住宅分を確保できる見込みであることから、申請により1回限り譲渡することが出来るとする。

9. 排出困難者対策について

集合住宅に居住されている排出困難者対策等については、ふれあい収集等の案内や市関係部署との連携等が必要である。

10. 市民周知方法について

資源物戸別収集に向けて、市民が混乱せずスムーズに移行できるように、市民説明会や自治会ごとの出前講座、広報西東京、エコ羅針盤、ごみ分別アプリ等の媒体を活用した広報のほか、りさいくる市や環境フェスティバル等のイベントでの周知など様々な方法を用いて市民にお知らせすることが必要である。

11. 資源物戸別収集の開始時期について

市民説明会の開催などを通じた事業の周知期間のほか、収集ルート of 十分な試走期間が必要である。

また、市内全戸に配布している「ごみ・資源物収集カレンダー」の期間が10月から翌年の9月までとなっていることなどを勘案し、市民生活への影響を考慮しつつ、適切な事業の実施時期を検討されたい。

おわりに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成30年5月に「資源物の戸別収集の検討」についての諮問を受け、資源物の戸別収集の必要性や市民目線での制度のあり方など活発な議論を行った。

この中で、近年、強風等により、路上にある資源物収集カゴが飛散して事故になる事例に加え、宅地開発や転入者などの増加により、資源物集積所が近隣で折り合いがつかず、分散して輪番制で自宅前を集積所としている、いわゆる戸別収集に近い状況が顕在化しており、資源物の戸別収集の必要性は、より一層高まっていることを理解した。

このような状況を踏まえ、今後は、この答申をもとに、市が具体的な制度を構築し、市民に丁寧な説明を行った上で、円滑な制度移行を進めることを要望する。

併せて、資源物の戸別収集の実施後も検証を行い、制度の充実を図ることを求める。

そして、循環型社会の構築に向けたさらなるごみの減量と資源化を図り、将来にわたり西東京市の廃棄物行政が発展していくことを期待する。

西東京市廃棄物減量等推進審議会

資料編

審議会経過

		開催日	時 間	場 所	審 議 内 容
審 議 会	第1回	平成 30 年 5 月 23 日	午前 10 時 ～12 時	田無庁舎 4 階第 3 委員会室	1 諮問 2 資源物の戸別収集 について 3 その他
	第2回	平成 30 年 7 月 31 日	午後 2 時 ～4 時	エコプラザ西東京	1 資源物の戸別収集 について 2 その他
	第3回	平成 30 年 10 月 23 日	午後 2 時 ～4 時	エコプラザ西東京	答申（素案）の検討
	パブリ ックコ メント	平成 30 年 12 月 3 日～ 平成 31 年 1 月 6 日	—	—	資源物の戸別収集 について
	市民 説明会	平成 30 年 12 月 26 日	午後 6 時 30 分～	エコプラザ西東京	資源物の戸別収集に ついて
		平成 30 年 12 月 27 日	午後 6 時 30 分～	田無庁舎	
	第4回	平成 31 年 1 月 25 日	午後 2 時 ～4 時	エコプラザ西東京	答申の確定

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分	備 考
会 長	山 谷 修 作	学識経験者	
副会長	一方井 寿 子	市 民	
委 員	三 澤 勝 巳	学識経験者	
委 員	福 田 雄 二	学識経験者	
委 員	池 月 恵津子	学識経験者	平成 30 年 6 月まで
委 員	小早川 輝 明	学識経験者	平成 30 年 7 月から
委 員	秋 山 徳 幸	事業者	
委 員	平 山 喜 弘	事業者	
委 員	笠 原 末 雄	事業者	
委 員	塚 澤 貞 明	市 民	
委 員	渡 部 千 夏	市 民	
委 員	田 中 智 子	市 民	
委 員	斉 藤 恵美子	市 民	
委 員	大 沢 道 雄	市 民	